

高知県公報

発行
高知県
高知市丸ノ内
一丁目2番20号
発行日
毎週2回
(火曜日・金曜日)

目次

告 示	ペー ジ
○字の区域及び名称の変更の届出 (市町村振興課)	1
○大規模小売店舗の新設の届出(2件) (経営支援課)	1
○種畜証明書の交付の通報 (畜産振興課)	3
○牛のヨーネ病の発生 (")	4
○保安林の解除予定の通知(2件) (治山林道課)	4
◎急傾斜地崩壊危険区域の指定 (防災砂防課)	4
○道路の区域変更 (道 路 課)	5
公 告	
○高知県立ふくし交流プラザの指定管理者の募集 (高齢者福祉課)	<10・16掲示> 5
○平成19年度高知県家畜人工授精等講習会修業試験の合格者 (畜産振興課)	6
○地域森林計画の案の縦覧 (森づくり推進課)	6
○地域森林計画の変更の案の縦覧(3件) (")	6
落札公告	
○落札者等の公告 (税 務 課)	6
正 誤	
◎正誤(昭42・3・24付け 人事委員会訓令ほか)	7

告 示

高知県告示第683号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第260条第1項の規定により、北川村長から次のとおり字の区域及び名称の変更について届出があった。

平成19年10月26日

高知県知事 橋本 大二郎

字の区域及び名称の変更

変 更 前	変 更 後

大字	字	地番区域	大字	字	
木積	津ノ段	155から157まで	木積	カゲ山	
	ムクガ坂	251、252		上段北ノ谷	
	丸山	428の2	長山	—	
	大戸久保	464	木積	釜ヶ谷山	
宗ノ上	庵ノ谷	94	宗ノ上	日ノ路	
	加治ヶ段	317		置留	
	羽毛尻	376の1		378の1	向山
					宮ノ鼻
	仙力	383の2、383の4		影ノ上	
	影ノ上	426		枇杷ノ木	
	樋ノ谷	553の9		日ノ路	
	大佐手	579		桂ヶ谷	
	桂ヶ谷	610の1、610の4		置留	
	置留	615の6		萩ヶ谷	
	萩ヶ谷口	623の1、623の2、624		向山	
仙力	625	影ノ上			
	626				
枇杷ノ木	627の2				

影ノ上	629の5、629の6	枇杷ノ木
向山	631の10	萩ヶ谷口
井治ヶ谷	649の4、649の5、649の12、649の13	垢離取場
丸山	663の2	大影
枝尾ノ畝	664の6、664の15	

備考 1 この表に表示されている区域に隣接する道路及び水路である村有地の全部を含むものとする。
2 上記地番は、平成18年6月1日現在の登記簿による。

高知県告示第684号

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号。以下「法」という。)第5条第1項の規定による届出があったので、同条第3項の規定により次のとおり告示する。

なお、法第8条第2項の規定により、この告示に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を述べようとする者は、4に掲げる事項を記載した書面をこの告示の日から4月以内に高知県商工労働部経営支援課に提出することができる。

平成19年10月26日

高知県知事 橋本 大二郎

1 届出の概要

- (1) 届出者の名称
株式会社サンシャインチェーン本部
代表取締役 川崎 博道
- (2) 届出者の住所
高知市稲荷町11番45号
- (3) 大規模小売店舗の名称及び所在地
(仮称) サンシャイン稲荷店
高知市稲荷町字南三ッ地90番1 ほか6筆
- (4) 大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び住所
有限会社サンシャイン旭
高知市稲荷町11番45号
- (5) 大規模小売店舗の新設をする日
平成20年5月29日
- (6) 大規模小売店舗内の店舗面積の合計
1,633平方メートル

<p>(7) 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項</p> <p>ア 駐車場の収容台数 121台</p> <p>イ 駐輪場の収容台数 75台</p> <p>ウ 荷さばき施設の面積 138.16平方メートル</p> <p>エ 廃棄物等の保管施設の容量 34.74立方メートル</p> <p>(8) 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項</p> <p>ア 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻 開店時刻 午前9時 閉店時刻 午前0時</p> <p>イ 来客が駐車場を利用することができる時間帯 平面駐車場及び屋上駐車場 午前8時45分から午前0時15分まで</p> <p>ウ 駐車場の自動車の出入口の数 3箇所</p> <p>エ 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯 午前6時から午後10時まで</p> <p>2 届出年月日 平成19年9月28日</p> <p>3 届出書及び添付書類の縦覧場所 高知県商工労働部経営支援課</p> <p>4 意見書に記載すべき事項</p> <p>(1) 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名</p> <p>(2) 事業者にとっては、その事業の種類及び沿革</p> <p>(3) 意見を述べようとする大規模小売店舗の名称及び所在地</p> <p>(4) 意見の内容</p> <p>高知県告示第685号 大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号。以下「法」という。)第5条第1項の規定による届出があったので、同条第3項の規定により次のとおり告示する。 なお、法第8条第2項の規定により、この告示に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を述べようとする者は、4に掲げる事項を記載した書面をこの告示の日から4月以内に高知県商工労働部経営支援課に提出することができる。 平成19年10月26日 高知県知事 橋本 大二郎</p> <p>1 届出の概要</p> <p>(1) 届出者の名称</p>	<p>株式会社ヤマダ電機 代表取締役 山田 昇</p> <p>(2) 届出者の住所 群馬県前橋市日吉町四丁目40番地の11</p> <p>(3) 大規模小売店舗の名称及び所在地 (仮称)ヤマダ電機テックランド高知2号店 高知市介良乙1136ほか</p> <p>(4) 大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び住所 株式会社ヤマダ電機 群馬県前橋市日吉町四丁目40番地の11</p> <p>(5) 大規模小売店舗の新設をする日 平成20年5月29日</p> <p>(6) 大規模小売店舗内の店舗面積の合計 6,988平方メートル</p> <p>(7) 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項</p> <p>ア 駐車場の収容台数 382台</p> <p>イ 駐輪場の収容台数 63台</p> <p>ウ 荷さばき施設の面積 108.0平方メートル</p> <p>エ 廃棄物等の保管施設の容量 37.50立方メートル</p> <p>(8) 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項</p> <p>ア 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻 開店時刻 午前10時 閉店時刻 午後10時</p> <p>イ 来客が駐車場を利用することができる時間帯 敷地内駐車場 午前9時30分から午後10時30分まで 第2駐車場 午前9時30分から午後10時まで</p> <p>ウ 駐車場の自動車の出入口の数 敷地内駐車場 2箇所 第2駐車場 2箇所</p> <p>エ 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯 午前6時から午後10時まで</p> <p>2 届出年月日 平成19年9月28日</p> <p>3 届出書及び添付書類の縦覧場所 高知県商工労働部経営支援課</p> <p>4 意見書に記載すべき事項</p> <p>(1) 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名</p> <p>(2) 事業者にとっては、その事業の種類及び沿革</p> <p>(3) 意見を述べようとする大規模小売店舗の名称及び所在地</p>	<p>(4) 意見の内容</p>
--	---	------------------

高知県告示第686号

家畜改良増殖法(昭和25年法律第209号)第8条第1項の規定により、農林水産大臣から次のとおり種畜証明書を交付した旨の通報があったので、同条第2項の規定により告示する。

平成19年10月26日

高知県知事 橋本 大二郎

種畜証明書番号	検査年月日	名前 (登録・登記番号)	家畜の種類	品 種	生年月日	検査成績	飼養者の住所及び氏名
平19高知県1第1号	平19・5・28	山嶺 (全和05子高掲2009)	牛	褐毛和種	平17・4・15	2級	南国市 高知大学農学部付 属暖地フィールド サイエンス教育研 究センター
平19高知県1第2号	平19・5・29	テツノセンゴク オー (日軽繁02079)	馬	サラブレッド種	平4・5・10	2級	幡多郡黒潮町 山沖 利之
平19高知県1第3号	平19・5・29	北菊 (全和黒13170)	牛	黒毛和種	平10・7・15	2級	幡多郡三原村 北川 健造
平19高知県1第4号	平19・5・29	四川 (日馬補繁 39S0004)	馬	ブルトン種	平15・4・11	2級	幡多郡大月町 井上 祐資
平19高知県1第5号	平19・5・29	成都 (日馬補繁 39S0003)	馬	ブルトン種	平15・4・23	2級	幡多郡大月町 井上 祐資
平19高知県1第6号	平19・5・30	国月 (全和掲195)	牛	褐毛和種	平11・7・7	2級	土佐清水市 国沢 清
平19高知県1第7号	平19・5・30	皐嶺 (全和掲199)	牛	褐毛和種	平15・6・24	2級	土佐清水市 上岡 信忠
平19高知県1第8号	平19・5・30	貴美幸 (全和05子高掲 5001)	牛	褐毛和種	平17・5・31	2級	土佐清水市 上岡 信忠
平19高知県1第9号	平19・5・30	貴久椿 (全和掲194)	牛	褐毛和種	平9・3・17	2級	土佐清水市 西村 亮
平19高知県1第10号	平19・5・31	盛司 (全和掲原96)	牛	褐毛和種	平13・3・7	2級	吾川郡いの町 岡林 正純

平19高知県1第11号	平19・5・31	嶺島村 (全和掲197)	牛	褐毛和種	平13・2・22	2級	吾川郡いの町 安藤 忠廣
平19高知県1第12号	平19・5・31	桜千代 (全和掲原67)	牛	褐毛和種	平4・5・19	1級	高岡郡佐川町 高知県畜産試験場
平19高知県1第13号	平19・5・31	嶺北山 (全和掲原58)	牛	褐毛和種	平3・6・19	特級	高岡郡佐川町 高知県畜産試験場
平19高知県1第14号	平19・5・31	山桜 (全和掲原72)	牛	褐毛和種	平6・4・10	1級	高岡郡佐川町 高知県畜産試験場
平19高知県1第15号	平19・5・31	嶺春 (全和掲原93)	牛	褐毛和種	平12・3・4	1級	高岡郡佐川町 高知県畜産試験場
平19高知県1第16号	平19・5・31	早明浦 (全和掲原97)	牛	褐毛和種	平12・12・18	2級	高岡郡佐川町 高知県畜産試験場
平19高知県1第17号	平19・5・31	南川山 (全和掲原99)	牛	褐毛和種	平13・11・5	1級	高岡郡佐川町 高知県畜産試験場
平19高知県1第18号	平19・5・31	嶺力 (全和掲198)	牛	褐毛和種	平15・1・12	1級	高岡郡佐川町 高知県畜産試験場
平19高知県1第19号	平19・5・31	古奈川 (全和掲原103)	牛	褐毛和種	平15・7・5	1級	高岡郡佐川町 高知県畜産試験場
平19高知県1第20号	平19・5・31	嶺幸福 (全和掲原102)	牛	褐毛和種	平15・7・18	2級	高岡郡佐川町 高知県畜産試験場
平19高知県1第21号	平19・5・31	千代美晴 (全和掲200)	牛	褐毛和種	平15・9・9	2級	高岡郡佐川町 高知県畜産試験場
平19高知県1第22号	平19・5・31	千代隆 (全和掲201)	牛	褐毛和種	平15・10・24	2級	高岡郡佐川町 高知県畜産試験場
平19高知県1第23号	平19・5・31	桜栄 (全和掲原104)	牛	褐毛和種	平16・1・7	2級	高岡郡佐川町 高知県畜産試験場
平19高知県1第24号	平19・5・31	嶺岩 (全和掲原105)	牛	褐毛和種	平16・9・27	2級	高岡郡佐川町 高知県畜産試験場
平19高知県1第25号	平19・5・31	邦神楽 (全和掲202)	牛	褐毛和種	平17・2・21	2級	高岡郡佐川町 高知県畜産試験場

平19高知県1 第26号	平19・ 5・31	司南 (全和掲原79)	牛	褐毛和 種	平7・ 12・2	2級	高岡郡佐川町 高知県畜産試験場
平19高知県1 第27号	平19・ 5・31	千代美晴 (全和05子高掲 1113)	牛	褐毛和 種	平17・ 8・24	2級	高岡郡佐川町 高知県畜産試験場
平19高知県1 第28号	平19・ 5・31	北若 (全和04子高掲 402)	牛	褐毛和 種	平17・ 1・11	2級	高岡郡佐川町 高知県畜産試験場
平19高知県1 第29号	平19・ 5・31	桜桜 (全和05子高掲 2002)	牛	褐毛和 種	平17・ 3・27	2級	高岡郡佐川町 高知県畜産試験場
平19高知県1 第30号	平19・ 5・31	ゼンノーデー01 ニシサクラ03- 8992 (日豚D子 031360)	豚	デュロ ック種	平15・ 9・18	2級	高岡郡佐川町 高知県畜産試験場
平19高知県1 第31号	平19・ 6・1	光千代 (全和掲原98)	牛	褐毛和 種	平13・ 6・7	1級	室戸市 山下 皓平
平19高知県1 第32号	平19・ 6・1	正義山 (全和掲原89)	牛	褐毛和 種	平10・ 7・20	2級	室戸市 山下 皓平
平19高知県1 第33号	平19・ 6・1	嶺北栄 (全和掲原101)	牛	褐毛和 種	平14・ 8・30	級外	安芸郡田野町 池地 伸之
平19高知県1 第34号	平19・ 6・1	嶺光 (全和掲原94)	牛	褐毛和 種	平11・ 12・18	2級	安芸郡田野町 池地 伸之
平19高知県1 第35号	平19・ 6・1	雅伸 (全和05子高掲 97)	牛	褐毛和 種	平17・ 5・17	2級	安芸郡田野町 池地 伸之

高知県告示第687号

牛のヨーネ病が発生したので、家畜伝染病予防法（昭和26年法律第166号）第13条第4項の規定により次のとおり告示する。
平成19年10月26日

高知県知事 橋本 大二郎

患畜

発生頭数	発生場所又は区域	発 生 年 月 日	処 分
4頭	室戸市	平成19年10月5日	殺処分

高知県告示第688号

農林水産大臣から、次の保安林を解除予定保安林にする旨の通知があったので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。
平成19年10月26日

高知県知事 橋本 大二郎

- 解除予定に係る保安林の所在場所
吾川郡仁淀川町上名野川字カライケ1730の18・51（以上2筆について次の図に示す部分に限る。）
 - 保安林として指定された目的
水源のかん養
 - 解除の理由
道路用地とするため
- （「次の図」は、省略し、その図面を高知県森林部治山林道課及び仁淀川町役場に備え置いて縦覧に供する。）

高知県告示第689号

農林水産大臣から、次の保安林を解除予定保安林にする旨の通知があったので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。
平成19年10月26日

高知県知事 橋本 大二郎

- 解除予定に係る保安林の所在場所
高岡郡髙原町中の川161の4
- 保安林として指定された目的
水源のかん養
- 解除の理由
道路用地とするため

高知県告示第690号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）第3条第1項の規定に基づき、次に掲げる土地の区域を急傾斜地崩壊危険区域として指定する。

なお、その関係図書は、高知県土木部防災砂防課及び高知県安芸土木事務所に備え置いて縦覧に供する。

平成19年10月26日

高知県知事 橋本 大二郎

室戸市吉良川町珍地
(1) 標柱を設置した土地の地番

標柱番号	所在地	地番
1	室戸市吉良川町字珍珠	乙1657-17
2	” ” 字若宮	乙5171-ロ
3	” ” ”	乙5162-1
4	” ” 字治部屋式	乙5191-2

(2) 区域

標柱1から4までを順次に直線で結んだ線及び標柱4と1を直線で結んだ線により囲まれた区域内とする。

高知県告示第691号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

その関係図面は、平成19年10月26日から2週間高知県土木部道路課及び高知県中央西土木事務所において一般の縦覧に供する。
平成19年10月26日

高知県知事 橋本 大二郎

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 家俊岩戸真幸
- 3 道路の区域

区 間	変更前後の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
土佐市出間字休場ノ下72番1から土佐市波介字富満瀬3485番1まで	前	3.2 } 24.0	2,285
土佐市出間字休場ノ下2781番から土佐市出間字休場ノ下2776番まで	A	4.0 } 13.5	138
土佐市出間字丁田2882番から土佐市波介字葦越3496番1まで	後 B	3.2 } 24.0	1,684

土佐市出間字休場ノ下72番1から土佐市波介字富満瀬3485番1まで	C	10.5 } 54.5	2,085
-----------------------------------	---	-------------------	-------

公 告

高知県立ふくし交流プラザの設置及び管理に関する条例(平成7年高知県条例第3号)第3条に規定する指定管理者(以下「指定管理者」という。)を次のとおり募集する。

平成19年10月16日(掲示済)

高知県知事 橋本 大二郎

1 指定管理者が業務を行う施設の概要

- (1) 施設の名称
高知県立ふくし交流プラザ(以下「プラザ」という。)
- (2) 施設の場所
高知市朝倉戊375番1号
- (3) 施設の概要
公募要項に記載のとおり

2 指定管理者が行う業務

- (1) 高齢者等の福祉に関する研修及び講座の開催
- (2) 高齢者等の福祉に関する情報及び資料の収集及び提供
- (3) 福祉用具等の展示及び普及活動
- (4) プラザの許可施設の利用の許可等に関する業務
- (5) 利用料金の徴収に関する業務
- (6) プラザの施設、設備等の維持管理に関する業務
- (7) (1)から(6)までの業務のほか、プラザの設置の目的を達成するために必要な業務

3 指定期間

平成20年4月1日から平成23年3月31日まで。ただし、業務を継続することが適当でないと認められるときは、その指定を取り消すものとする。

4 応募資格

高知県内に主たる事業所(本社又は本店等)を置く者(以下「県内事業者」という。)であって、3の指定期間中、プラザの利用において、県民の平等利用の確保、業務の効率化による経費の縮減等ができるとともに、安全かつ円滑に管理運営することができる法人その他の団体又はこれらのものにより構成されるグループとする。ただし、県内事業者の履行能力を強化することを目的として、複数の法人等で構成するグループ団体が応募する場合は、次のいずれかであることを要する。

- (1) 県内事業者のみによるもの
- (2) 県内事業者と県外事業者(高知県内に事業所又は事務所

等を置く者に限る。)とによるもの

5 指定の手続

(1) 指定管理者の指定を受けようとするものは、(2)の申請受付期間内に指定管理者指定申請書に次に掲げる書類を添えて、7に原則として持参により提出すること。

- ア 公募要項の様式3から様式5までの提案書類等
- イ 定款、寄附行為、規約その他これらに類する書類
- ウ 法人にあっては当該法人の登記事項証明書、法人以外の団体にあっては代表者の住民票の写し
- エ 指定管理者指定申請書を提出する日の属する事業年度の前事業年度及び前々事業年度における貸借対照表、損益計算書その他の経営状況を明らかにする書類
- オ 指定管理者指定申請書を提出する日の属する事業年度の事業計画書及び収支予算書

カ 団体の人員表(役員、常勤従業員、非常勤従業員等)
(2) 申請受付期間は、平成19年11月12日(月)から同月16日(金)までの午前8時30分から午後5時30分までの間(午後零時から午後1時までの間を除く。)とする。持参することができない場合は、書留郵便とし、平成19年11月16日午後5時30分までに7に必着すること。

(3) 現地説明会を平成19年10月24日(水)午後4時30分から開催する。その参加申込書は、平成19年10月16日(火)から同月23日(火)午後5時までに公募要項の様式1により電子メールで提出すること。

なお、これにより難しい場合は、持参、郵送又はファクシミリでも差し支えないものとする。
(4) 公募に係る参加表明書は、平成19年10月25日(木)から同年11月2日(金)午後5時までに公募要項の様式2により電子メールで提出すること。

なお、これにより難しい場合は、持参、郵送又はファクシミリでも差し支えないものとする。

(5) (4)の参加表明書を提出した者のみ、(1)の指定管理者指定申請書等を提出することができるものとし、この中から指定管理者の候補者を選定し、議会の議決を経て、指定管理者として指定する。

(6) 募集の詳細及び指定管理者指定申請書の様式等については、公募要項を参照すること。公募要項及び業務仕様書の配布期間は、平成19年10月16日から同年11月16日までとし、高知県健康福祉部高齢者福祉課のホームページ(<http://www.pref.kochi.jp/~kourei/>)から行う。

(7) (1)の提出書類に虚偽の記載があった場合は、失格とする。

6 その他

県は、指定管理者とプラザの管理運営業務に関する協定を締結し、当該協定に基づき、業務に係る経費を指定管理者に支払

う。
 7 指定管理者指定申請書等の提出場所及び問い合わせ先
 郵便番号780-8570
 高知市丸ノ内一丁目 2-20
 高知県健康福祉部高齢者福祉課
 電話番号088-823-9630 ファクシミリ番号088-823-9259
 電子メールアドレス130301@ken.pref.kochi.lg.jp

家畜改良増殖法(昭和25年法律第209号)第16条第2項に規定する平成19年度高知県家畜人工授精等講習会修業試験の合格者を平成19年10月4日付けで次のとおり決定したので、高知県家畜人工授精等講習会規程(昭和25年11月高知県告示第521号)第9条の規定により公告する。

平成19年10月26日

高知県知事 橋本 大二郎

受講者番号

1 2 3 4

森林法(昭和26年法律第249号。以下「法」という。)第5条第1項の規定により地域森林計画をたてようとするので、法第6条第1項の規定により次のとおり公告し、当該地域森林計画の案を公衆の縦覧に供する。

平成19年10月26日

高知県知事 橋本 大二郎

- 1 森林計画区の名称
安芸森林計画区
- 2 地域森林計画の案の縦覧場所
高知県森林部森づくり推進課並びに関係市役所及び関係町村役場
- 3 縦覧期間
平成19年10月26日から同年11月26日まで

森林法(昭和26年法律第249号。以下「法」という。)第5条第4項の規定により地域森林計画を変更しようとするので、法第6条第1項の規定により次のとおり公告し、当該地域森林計画の案を公衆の縦覧に供する。

平成19年10月26日

高知県知事 橋本 大二郎

- 1 森林計画区の名称
嶺北仁淀森林計画区
- 2 地域森林計画の案の縦覧場所
高知県森林部森づくり推進課並びに関係市役所及び関係町村

役場

- 3 縦覧期間
平成19年10月26日から同年11月26日まで

森林法(昭和26年法律第249号。以下「法」という。)第5条第4項の規定により地域森林計画を変更しようとするので、法第6条第1項の規定により次のとおり公告し、当該地域森林計画の案を公衆の縦覧に供する。

平成19年10月26日

高知県知事 橋本 大二郎

- 1 森林計画区の名称
高知森林計画区
- 2 地域森林計画の案の縦覧場所
高知県森林部森づくり推進課並びに関係市役所及び関係町村役場
- 3 縦覧期間
平成19年10月26日から同年11月26日まで

森林法(昭和26年法律第249号。以下「法」という。)第5条第4項の規定により地域森林計画を変更しようとするので、法第6条第1項の規定により次のとおり公告し、当該地域森林計画の案を公衆の縦覧に供する。

平成19年10月26日

高知県知事 橋本 大二郎

- 1 森林計画区の名称
四万十川森林計画区
- 2 地域森林計画の案の縦覧場所
高知県森林部森づくり推進課並びに関係市役所及び関係町村役場
- 3 縦覧期間
平成19年10月26日から同年11月26日まで

落札公告

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成7年政令第372号。以下「政令」という。)第11条及び高知県特定調達契約事務取扱規則(平成7年高知県規則第125号)第8条の規定により、次のとおり落札者等について公告する。

平成19年10月26日

高知県知事 橋本 大二郎

- 1 随意契約に係る特定役務の名称及び数量
税務電算システム機器更新等に伴うシステム修正等業務 一

式

- 2 契約に関する事務を担当する部署の名称及び所在地
高知県総務部税務課 高知市丸ノ内一丁目2番20号
- 3 随意契約の相手方を決定した日
平成19年9月20日
- 4 随意契約の相手方の氏名及び住所
株式会社高知電子計算センター 高知市本町四丁目1番16号
- 5 随意契約に係る契約金額
39,270,000円
- 6 契約の相手方を決定した手続
随意契約
- 7 随意契約によることとした理由
政令第10条第1項第2号に該当するため

正 誤

公報日付	公報番号	種類	ページ	欄 (行)	正	誤
昭42・3・24	4886	◎人事委員会訓令	5	上 (25)	鹿児島県人事委員会訓令第1号 <u>人事委員会事務局</u>	鹿児島県人事委員会訓令第1号
			22	上 (1)	鹿児島県人事委員会訓令第1号 <u>人事委員会事務局</u>	鹿児島県人事委員会訓令第1号
平19・9・14	8977	○告示	3	左 (39)	<u>石樋公園</u>	<u>石樋公園</u>
平19・9・29	号外36	◎規則	2	右 (12)	<u>給与等集中管理特別会計</u>	<u>給与等集中処理特別会計</u>
平19・10・16	号外38	◎規則	2	中 (37~38)	「 <u>新たな信託財産管理者</u> 」とあるのは、「 <u>新たな信託財産法人管理人</u> 」 と	「 <u>信託財産管理者の解任</u> 」とあるのは「 <u>信託財産法人管理人の解任</u> 」 と、「 <u>新たな信託財産管理者</u> 」とあるのは「 <u>新たな信託財産法人管理人</u> 」と